

順天堂大学 難病の診断と治療研究センター
博士研究員 (PD) 募集要項
(2025年度 新規申請)

1.趣旨

【ゲノム医学研究・難治性疾患実用化研究室】

ゲノム医学研究・難治性疾患実用化研究室は、難治性疾患患者の臨床検体のゲノム解析を通じて、その病因・病態の解明および新規診断・治療法の確立に取り組む、分野横断型の共同研究開発を行う教育研究拠点です。特に、ミトコンドリア病や遺伝性腫瘍のゲノム解析や機能解析を中心に、各分野の研究者の研究支援も行ないながら、最新ゲノム解析技術を医療現場に還元・応用してゲノム医療の促進に繋げることを目標としており、同活動をサポートする博士研究員の募集を行います。

【難治性疾患・再生医療実用化研究室】

難治性疾患・再生医療実用化研究室は再生医療研究シーズのうち、臨床応用を目指し実用化に向けた研究を行う施設です。本研究室は、実用化を見据えた基礎的研究が実施可能な実験設備とともに患者への再生医療や細胞治療の提供を目的とした細胞や組織の加工(調製および培養)が行える細胞培養加工施設 (Cell Processing Center) が設置されています。本研究室にて多くの再生医療実用化研究を実施し、順天堂発の再生医療等製品や技術を世界に発信したいと考えており、この活動をサポートする博士研究員を募集します。

2.採用予定数

若干名

3.応募資格

【ゲノム医学研究・難治性疾患実用化研究室】

2025年4月1日現在、博士の学位を取得後5年未満*の者(2025年3月取得見込者含む)で、ゲノム医学に関する基礎・臨床研究を主体的に推進する者。(1)次世代シーケンサーから得られた大量情報のバイオインフォマティクス解析、(2)タンパク質発現解析などの生化学的解析、(3)遺伝子組み換え実験等の分子生物学的解析、(4)形態観察などの細胞・病理組織学的解析などいずれかの経験を持つもの。また、当研究室に備え付けられた次世代シーケンサーの稼働にあたり各分野の研究者の研究支援も行うことができることが望ましい。

【難治性疾患・再生医療実用化研究室】

2025年4月1日現在、博士の学位を取得後5年未満*の者(2025年3月取得見込者含む)で、再生医療に関する基礎・臨床研究を主体的に推進する者。再生医療実用化研究、細胞培養、Cell Sorting、FACS解析等の経験を有することが望ましい。

※出産、育児、疾病や障害のある子を養育したため、3カ月以上研究活動を中断した期間がある場合はその期間を除く。

4.採用期間

2025年4月1日～2026年3月31日とする。

採用期間を越えて更新を希望する者については、一年度ごとに実績等を評価した上で、原則最長5年目の年度末までを雇用期間とする。

※さらに更新を希望する者については、厳に実績等を評価したのち最長10年目の年度末まで更新をすることができる。

※同一法人内（学校法人順天堂）で他の身分で雇用されていた場合は、その雇用期間も含めて最長10年目の年度末までの雇用期間とする。ただし、本法人に学生として在籍している間にSA、TA、RAとして雇用されていた期間は含まない。

5.待遇

1) 年 俸 制：月額280,000円（内訳：本給200,000円、固定残業代80,000円）

2) 勤務時間：変形労働時間制を適用し、下記所定労働時間をベースとして月～金の勤務にて運用を行う。

<平日> 9:00～17:10（実働7時間10分／休憩1時間）

<土曜> 9:00～13:00（実働4時間／休憩なし）

3) 社会保険加入（健康保険・年金（私学事業団）・雇用保険・介護保険）

4) 交通費支給（1カ月上限5万円）

6.応募方法

1) 提出書類

①申請書（両面印刷）

②推薦書（申請者の研究をよく理解している者が作成し、厳封のうえ申請者に渡すこと。）

③受入研究者所見（本学受入研究者が作成し、厳封のうえ申請者に渡すこと。但し、本学受入研究者が未定の場合には、提出不要。）

④学位記の写し（学位取得見込みの者は、取得後速やかに提出すること。）

2) 提出方法

上記の提出書類を **2024年11月22日（金）正午必着** にて下記担当者宛てに郵送または持参。

3) 提出・問合せ先

〒113-8421 東京都文京区本郷2-1-1

順天堂大学大学院医学研究科 難病の診断と治療研究センター（担当：田沼）

外線：03-5802-1795（直通） e-mail：n.tanuma.gr@juntendo.ac.jp

7.審査方法

書面審査後、該当者には別途研究内容等のプレゼンテーションを行っていただく。

日程や形式等については、改めて申請者に通知する。

8.その他

・日本学術振興会特別研究員、国費留学生およびそれらに相当する制度の給付を受けている者は

応募できません。

- 年度終了後、所定の研究成果報告を提出してください。（ポスター発表又はスライド研究報告等を予定しています。英語での発表となることもあります。）
- 日本国内で就労するにあたり必要な在留資格が無い場合、在留資格変更の許可が下りるまでは一切就労することはできません。特に現在大学院生などで留学 VISA から変更が必要な場合は十分注意してください。
- 選考過程および採否の理由については一切お答えできません。
- 面接（プレゼンテーション等のために本学に来訪の場合）にかかる交通費は支給しません。
- 提出いただいた応募書類は、本件採用選考にのみ使用し、適切に処分いたします。
- 応募書類についてはお返しできませんので、あらかじめご了承ください。